



Title	明治中期地方政治の一例 ー小樽港埋立をめぐってー
Author(s)	清水, 昭典; SHIMIZU, Shousuke
Citation	北大法学論集, 40(5-6下), 787-815
Issue Date	1990-09-17
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16724
Type	departmental bulletin paper
File Information	40(5-6)2_p787-815.pdf



明治中期地方政治の一例

——小樽港埋立をめぐる——

清水
昭
典

目次

はじめに

- 一、埋立てをめぐる争論の発生
- 二、実業談話会を中心とする埋立反対運動

はじめに

明治一四年八月、開拓使長官黒田清隆が、官有物を身近な書記官らに払下げることにし、政府の認可を得た時、中央の自由民権派から藩閥専制の暴挙という激しい攻撃を受けたが、道内でも函館区の有志が開拓使の汽船、倉庫の払下げを出願、黒田は、これらの物件の払下げはすでに決定済みとし、「函館人民が余に抗論するは無益なり」ときわめて強圧的な態度をとった。さらにこの直後、同区豊川町の区民惣代が常平倉とその地所の払下げを出願すると、函館区役所では、「願之趣難及詮議候事、但シ函館区民惣代ト肩書セシ理由詳細可申出候」といいがかりにひどい難詰を行ない、「惣代」らの取扱いを警察署に移管、後に主謀者に実刑を科した^①。

当時、府県下で頻発した地方長官と地域住民との対決的な衝突は、道内にも存在した。

一方、開拓行政途上の北海道では、明治二〇年代に入っても、人民の多数が官庁の行政の弊害を傍観、官庁からその無気力ぶりに「北海道人民の多数は、政治上極めて劣等の地位に居るも、唯た其の心中に不愉快を感ずるのみにて、沈々黙々毫も其の意望を発表して当局者を刺戟する所なきのみならず、本道を支配する所の官庁にして其の行為に種々の弊害あるを見るとも、唯た之れを傍観するが如き状態なるが故に、政府をして畜だに本道人民が政治上の地位の劣等に過るを感じしむること能はざるのみならず、却て当路者をして人民を卑屈視せしむるに至る^②」とつけ入れられている状態が当時の新聞から指摘されている。明治初中期の北海道では、行政官の住民に対する軽視、抑圧と住民の無気力が、互いの距離と相互不信に推移、時折の偶発的事件をきっかけとする住民の怨嗟の噴出という政治が持続していたことが知られる。

しかし開拓途上の北海道で、行政主導の施策に対し、地域から論議を尽し開拓の構想を立て、具体的施策を展開、無

気力で消極的な人びとを励まし連帯を組み、行政当局との対決をはらみつつ、交渉と説得、妥協を通じて、地域の意見を具体化していった自治的経験が存在、この動きが自主的な地方政界形成への道を開いたことを指摘したい。本稿の明治三二年小樽に起った小樽港埋立をめぐる行政と住民側の紛争とその処理に関する敘述はその実例である。

(1) 榎本守恵「明治前期における道民意識の形成——開拓使官有物私下事件に関して——」、『歴史家』第四号(北海道歴史家協議会一九五四年)。

(2) 永井秀夫(編)『北海道民権史料集』(北海道大学図書刊行会一九八六年)二四七頁以下(「北海」社説)。

一、埋立てをめぐる争論の発生

明治初年、日本海石狩湾沿岸に四四〇戸、一二〇〇人の戸口の漁村であった小樽は、本稿が採りあげる明治三十一年末には、一万二〇四五戸、六万〇八八三人の戸口を擁するわが国有数の港湾都市へと発展していた。この発展の端緒は、明治二年、石狩平野の札幌に開拓使札幌本府が設置され、一帯に開拓経営が始まり、小樽が移民と物資流通の拠点港とされたこと、明治一三年に小樽・札幌間に鉄道が敷設され、一五年からわが国の殖産興業の動力エネルギー源となる石炭が夕張の幌内炭鉱から運ばれ、小樽港から積み出されたことである。さらに道庁設置後、内陸の後志、上川、十勝への道路開削、鉄道の敷設と延長、日本海岸を北上、オホーツク海岸を回って網走に至る航路が開かれると、小樽は、府県からの移民と生活必需品を運び込み、また道内の農林水産物を移輸出する拠点として発展した。そして、明治二年の輸出入総額七〇〇万円であったものが、二六年には一六〇〇万余円に上昇、二一年に出入汽船が一六二隻、三二万余トンであったものが、四〇〇六隻、一二五万五〇〇〇トンへと上昇、商業取引の急激な発達をみ、この勢いが一層昂

説
進していく気運にあった。

論

ところが当時の小樽港は風波が高く、陸上との連絡施設が不備で、激増する貨物の取扱いに不便であった。これに關連して、二六年、北海道を視察した内相井上馨は、二七年五月、「北海道ニ関スル意見書」をまとめ、物産貨物集散の最適の良港の修築に触れ、函館とともに小樽港の築堤浚渫を急ぐべしとし、二八年からの着手を提起した。一方小樽の地元業者の間からも、港湾築設のため、二九年、築港・水道の期成同盟会を結成、道庁の拓殖計画事業として三〇年着工と決った防波堤の建設のほか、町営で港湾の施設、すなわち、埠頭、貨物置場、貯炭場の整備、なかならず埋立地を造成する計画をすすめ、三二年埋立造成地との間に運河を開削し、小舟を通航させる計画を図つていたのであった。

ところが、地元側の計画に先行して、二九年の初め、北海道炭鉄道会社（北炭）が、社長西村捨三名義で、手宮停車場用荷捌きと貯炭場に使用する目的で、手宮町三四番地地先から厩町築港事務所に至る延長一六三五尺、面積二〇五七〇坪余の埋立を出願していたのであった。

この出願に対し、小樽の地元民は次に説明するように反対していたことが明らかであるが、この時の北海道長官安場保和も地元の意向を顧慮、埋立てに慎重を期していた。

先ず地元では、小樽外六郡長金田吉郎から小樽の総代人を相手に、北炭の希望する埋立てについて、「公益上其他支障ノ有無如何」と諮問したのに対し、総代人は直ちに臨時会を開き、二九年四月一三日付で、北炭に対する次のような埋立反対答申を行なった。すなわち「埋立出願ノ個所ハ当港内ニ繫留セル小船等ハ高潮ノ際避難スル最モ枢要ノ個所ナリ故ニ一朝之ヲ埋立ツルトキ忽チ其ノ避難場ヲ失フト又同炭鉱会社ニ於テ埋立タル現在ノ陸地ハ已ニ其ノ極点ニ達セリ然ルヲ築港モ落成セサル今日ニ於テ亦之レカ埋立ヲ為ストキハ忽チ海底ヲ浅クシ将来救フベカラサル害アリト認ム依テ右埋立ハ公益上支障アリトス」¹と北炭の埋立てがすでに住民にとって容認の限度にあり、地元の小船の避難場を失い、か

つ海底を浅くしてしまうというのである。この後、北海道長官安場保和は、三〇年二月二日付をもって、「小樽港ニ対シ施設セントスル諸般ノ調査ヲナサシムル」ものとし、小樽港湾調査会を設置、道庁事務官坂本俊健を委員長に、調査委員に同技師広井勇と小樽支庁長ら道庁高等官五名と地元から総代人中の有力者七名を任命、安場長官は、委員会の調査が完了するまで小樽港内の埋立出願を受理しないという告示を発令した。^②

ところが三二年五月、当時、憲政党の有力議員で北炭の常議員理事であった井上角五郎は、安場の二代後の長官園田安賢が政府に提出した北海道開発施策案^③が経費の削減によって苦境に陥っているのを察知、園田を憲政党総務の板垣退助、星亨に手引きして引き合わせ、板垣、星に北海道開発施策案の復活を政府に迫ってもらい、その見返りとして北炭が望む小樽港埋立計画を許可することおよび道内の憲政党の勢力拡大に協力すべきことを働きかけたのであった。

ところで、この井上の画策は、当時の政府や政党、特に星亨がリードし始めた憲政党が、地方社会で台頭する商工業者に注目、彼らが形成する地方政界を掌握しようとしていた状況とこれにまつわる星亨の利権取引の口を星の僚友の井上知らぬ筈はなく、自分が重役である北炭のために、星の口口を利用してすすめようとしたものであろう。

すなわち、三一年一〇月、隈板内閣の憲政党内の旧自由派と旧進歩派の抗争が激化、星が奇策を弄して旧自由派のみで憲政党を解党、新しい憲政党を結成、板垣ら閣僚が辞表を提出、隈板内閣は瓦解、一月五日、山県有朋が組閣の大命を受けたが、山県は星がリードする憲政党と提携する態度を示した。その上で山県は、星の求める四つの閣僚ポストに対し二つのみを提示、星の入閣交渉に応ずる姿勢をとりつつ、一方で、松方大蔵、西郷内務など藩閥薩派に四つのポストを提供、加えて山県系の官僚を登用、超然内閣に近い内閣を組織、憲政党の獮官欲に乗じて、星らの閣外協力をも取りつけることを可能とした。かねて政党を嫌悪する山県があえて星の抛る憲政党と提携する姿勢をとり続けたのは、一月七日から招集の第一三回通常議会において、軍備拡張の財源としての地租増徴のために議会多数の支持を必要と

説
したからであつた。

一方議會では、進歩派の抛る大限らの憲政本党と国民党は、従前通り地租増徴に反対し続けていたが、憲政党は、複雑な党内意見を抱えつつも地租増徴反対の態度を緩和、政府が増徴の幅をせばめる修正を行うならば、これに應ずる構えを示していた。この憲政党の動きは、同党をリードせんばかりの星が、軍備拡張と農工業の發達の必要を説き、地租増徴を正当と公然唱え、党の姿勢を変更させるのに一応の成功を収めていたからである。

当時、星は炯眼にも、党の支持基盤となる地方社会の有力名望家が、従来の地主、豪農層から推転ないしこれに代つて台頭する商工業者層へと変容しつつあることに注目していたのであつた。そしてこれら実業家が政府に対し求めるものは、彼らの經濟活動を押し進める道路開削、港湾の拡張整備であり、また鉄道の敷設、中等学校の誘致であり、それへの政府の直営工事、經濟的補助助成への期待であつた。それゆえ彼らは、星の説得によつて、その財源となる地租増徴を止むを得ぬものとして受け入れる姿勢をとり始めていた。

このように中央政府に対し、地方的利益の具体的実現を求める地方の商工業者たちを憲政党に引き入れ、党勢の拡大強化を図り、中央政局に影響力を強め、政權に割り込むことが星の念願であり、星の山県との提携はその第一歩であつた。そして山県内閣の下で、憲政党の勢力の強い地方では、星とその党友らが鉄道、港湾、橋梁、治水工事などの速成運動を起し、「地方行政ヲ手ニ収メ」始めたのであつた。

しかし、この第一三回議會では、地租増徴を容認する憲政党と国民党の議席数は一三八で、増徴に反対する憲政本党と日吉俱樂部の一三五とは両者伯仲、二七の無所属議員の帰趨が余断を許さず、星は支持議員集めに狂奔した。そこへ大詰めに至つて、小山田信義という土木建築業者が星に対し、かねて出願していた横浜港埋立を実現するために許可に持ち込んでくれるならば、憲政本党黨員を切り崩し、一〇名の脱党を工作する旨を申し入れた。そこで星は、西郷内相

に小山田をあっせん、小山田の工作によつて五名の憲政本党議員の脱党届を獲得、これと引きかえに西郷内相に埋立許可の決定指令を神奈川県知事に発令させ得たのであつた。しかしこの決定に対しては、小山田よりも先に出版していた横濱の地主⁵から強い不満が起り、星と西郷への非難を生じ、ひいては埋立汚職事件として世上を騒がせるに至つた。

この横浜港埋立をめぐる星と西郷と業者の癒着を星の僚友の井上が何時気付いたかは明らかではない。しかしこの頃、しばしば星と行動を共にした井上が、園田長官を星に引き合わせた三二年五月の時期は、星が山県内閣と提携して政府から地方における諸事業の速成をしてもらい、憲政党の党勢を地方に振起し、また地方でさかんに遊説を行つていた時であるから、井上が園田から北炭への小樽港埋立許可を得る見返りとして、園田に対し、園田が最も実現を望みつつ苦境にあつた北海道開発施策案、すなわち道内の築港、道路、排水、駅通、渡航、中央農事試験場経営など拓殖の発展を期する一定方針のもとに長期の国庫支出を求め、後の十年計画の骨子を、憲政党の現政府に対する影響力の強い星の豪腕にたよつて実現させようとしたものであり、当時、盛んに行われた政府の政策滲透のための民党に対する利権の供与、買収などを民党の側から演出した星の口を、井上が星を利用して踏襲したものにはほかならない。

星と井上の違いは、星の目的が党勢の拡大、政権への参入であつたのに対し、井上のそれが自ら重役の国策会社である北炭の社益という目的の違いであらう。

一方、園田長官の立場についてみると、園田は、星と同年の嘉永三年（一八五〇）生れだが、出自は薩摩藩士の長男、戊辰戦争に従軍、薩摩の官僚として二九年男爵、三〇年貴族院議員、三一年一月二度目の警視總監という履歴をもつ。しかし、同年三月の第五回総選挙で民党に対し猛烈な選挙干渉を行い免官された人物である。この藩閥官僚が、当時病氣重態の薩派の首領黒田清隆に続く松方蔵相、西郷内相に開拓長期計画の予算案を提出して、大蔵省から大削減の修正を求められたものを、かつての弾圧、干渉の対象であつた民党旧自由派の板垣、星のあっせんを得て復活させようとし

たのは、地方政治・行政への民党勢力の進出というすでに述べた政治状況の変化にもとづくものである。

この星のあつせんがどれ程の成果をあげたかは明らかでないが、園田は三三年五月、修正を加えた長期の拓殖計画を再提出、内務省で認められ大蔵省に回付され、第一五回議會において北海道十年計画として成立、当初の目的をほぼ達成することができた。

ところで、北炭に小樽港の埋立てを許可する約束を履行することを負わされ、おそらく自らもその必要を認めていたと思われる園田は、三二年五月から六月の間の「暮春の頃」⁹⁾、小樽支庁長代理山田有斌に対し、秘かに次の指示を下した。

(甲)小樽築港事務所長兼小樽港湾調査会技師工学博士広井勇を命じ、大至急小樽第一防波堤掩護水面中、埋立てを容認す可き区域を測定せしめ、小樽港湾調査会に付議して之を評決すること

(乙)右埋立認容区域は、府の区別を以て埋立てを許可することを、小樽総代会に付議して評決せしめ、直に埋立願を提出すること

(イ)炭鉱会社船入瀬以北は諸会社の埋立願を許可すること

(ロ)右船入瀬以南は、全部小樽の基本財産造成のため埋立願を提出せしむること

右は総て秘密会を以て決議し、厳に其漏洩を禁止すること¹⁰⁾

先ず園田が(甲)の手続きをとることを支庁長代理に命じたのは、元長官の安場が、港湾調査会の調査が完了するまでは、北炭の埋立出願を含め一切の埋立出願を受理せぬことを約束していたので、これを解くには調査会の調査を完了させる必要があり、港湾の技術者で道庁技師の委員の広井勇に命じて「大至急」測定させた埋立区域案を調査会に認め

させようとしたものである。これについて地元側の総代人であり委員でもある山田吉兵衛、渡辺兵四郎、船樹忠郎、金子元三郎、高野源之助、高橋直治、鈴木市次郎⁽¹⁾らは、自分たちが先の北炭の埋立出願に反対答申を行い、この出願への許可を延引させるために調査会に加わった経緯に反し、評決によってこの埋立案を否認してしまつたのであつた。この変節は、ニシン場や内地米および雑貨の回漕などで、開拓使以来道庁との因縁の深かつた親方衆の道庁の示唆への屈服であろう。もつとも北炭のある手宮で「手宮の鎮台」といわれた土木建設業者鈴木市次郎は、当初から北炭による埋立の積極的支持者であり、彼の発言が評決にも影響したとみられる。ついで山田支庁長代理が、(乙)の手続きをすすめるため、秘かに自宅に小樽・高島両郡の総代人を招致、(イ)(ロ)の案に同意を求めたのであつた。

山田が総代人に対しこの手続をとつたのは、当時、北海道では町村制が適用されず、函館区を除いては自治議会も存在せず、したがって旧制である明治九年制定の各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則⁽²⁾が存置、これにもとづく郡町村総代人を選出させ、町村公共の地所の処分などを行う場合、総代人の六分以上の連印による同意を必要なこととしていたからである。そして北海道では、明治一二年六月二五日開拓使布達第一九号をもつて総代人選挙法を定め、「町村ノ中年齡二十年以上ノ男子デ管内ニ二百円以上ノ地券ヲ有スル該町村本籍ノ者二名ヲ選出シテ町村総代人トス 但百円以上ノ地券を有スルモノナキ町村ハ中等以上ノ身代ニシテ管内ニ不動産ヲ有スルモノヲ選ムヲ得ベシ」とし、総代人となるべき者を相当の有産者に限定していた。小樽では、明治一二年七月、始めて郡総代人が設けられ、総代人は開拓使をはじめ各役所の求めに応じて地租の増徴に関連の深い地目の交換、地価修正などの事務に参画、行政機関との密接な関係をもつこととなり、この総代人の制は、小樽に北海道区制という固有の自治制を布く三二年九月三〇日まで持続した。

この(乙)について審議を行った小樽・高島両郡の総代人は、第一表にみられるように渡辺兵四郎、片岡源次郎、本間幸太郎、麻里英三、森久通、山田吉兵衛、甲崎金次郎、高橋直治、船樹忠郎、田中武左衛門、大竹作左衛門、松田直

第一表

小樽・高島両町総代人 明治三二年八月一日現在

氏名	生年	生地	職業	明三二区税額	納税額順位	来樽年	營業立地	備考
渡辺 兵四郎	一八四六	秋田県	荒物雜貨商・漁場	七二、六二、七、七	82	万延元	勝納町	後に会議所会頭・区議・道議・代議士・区長
片岡 源次郎								
本間 幸太郎			米穀・荒物商	四六、三一、七	114		信香町	
麻里 英三	一八五二	北海道(松前)	海運・漁油製造	九一、四八、一	61	明治五	金疊町	
森 久通	一八四八	愛媛県	紙茶雜貨商			明治一五	入船町	
山田 吉兵衛	一八五五	北海道(松前)	漁業・回漕業・印刷	二二〇、四四、五	18	幕末	信香町	商業會議所会頭・後に区議・区長
甲崎 金次郎			海陸物産委託売買	七一、五六、二	85	明治八	有幌町	後に代議士
高橋 直治	一八五六	新潟県	米雜穀商・回漕業	二〇五、四三、七	22	明治八	有幌町	後に代議士
船樹 忠郎	一八四〇	青森県	漁業・郵便局長	二一、九八、五	181	万延元	港町	後に区議
田中 武左衛門	一八五三	北海道(松前)	漁業・海陸物産商	一四三、六六、七	33	明治三	港町	
大竹 作左衛門				一三、九〇、六	208			
松田 直次郎				九三、一一、九	60			
村住 三右衛門	一八四七	石川県	小間物文具商・和洋酒商	一一八、五六、九	43	明治六	色内町	後に区議
鈴木 市次郎		岩手県	海陸運送業・土木建築業	六二、二五、〇	94	明治一五	手宮町	後に区議
金子 元三郎	一八六九	新潟県	海産肥料商・海運・農場	三八三、〇三、五	6	明治二一	色内町	金子家へ養子、後に区議・区長・代議士・貴族院議員
高野 源之助	一八四八	福島県	商業	八〇、〇一、八	74	明治六		後に會議所会頭・区議・代議士

次郎、村住三右衛門、鈴木市次郎、金子元三郎、および高野源之助の一六名で、この中でも有力者とみられる七名が(甲)を審議した港湾調査会の委員を兼任していた。したがって(乙)の案件も港湾調査会委員の強い影響の下に合意されたものとみられる。なおこの会議は秘密に開かれ、審議の経過と結果については支庁長から口止めされていた。

(1) 『小樽市史第二卷』(小樽市昭和三八年)一三三頁以下。

(2) 同書 一一六頁。

(3) 同書 一七頁、園田長官の「北海道開発施策案」原本は不明、しかし井上角五郎が園田を板垣退助、星亨に引き合わせた二ヶ月後の三二年八月、園田は「特別会計法設定之議」を西郷内相、松方蔵相に提出、「政府ガ從來開拓ニ銳意シタルニ拘ラズ事業ノ進行遅々タルハ特殊ノ経営ノ属スル道政費ヲ特定セシムル事ヲ為サス一般会計ノ消長ニ從ヒ年々増減スル所多ク以テ予メ一定ノ方鍼ヲ持統シ之ヲ遂行シ能ハサリシモノ蓋シ其主因タラスニハアラス 故ニ道政費ハ速ニ特別会計トナシ一般会計ノ消長ニ從ヒ經費ノ乱スル所トナル事ナカランコトヲ切望ス」と説いている。これは開拓使以来、道内の諸税収を含めて国庫で負担していた北海道の開発を、税制を国費と地方費に分離、地方費は道内の諸税収などで賄い、道路、排水、橋梁などの事業は、今後十年という長期計画を立て専ら国費をもってすすめようとしたものであった。そこで園田は十年計画の総額を四千二百五万円と算出、内相と蔵相に提示している。これに対し、一〇月に至って、大蔵省から一〇ケ年に八百二五万の補助金を交付する旨の文書が示され、大蔵省が依然、經費削減の方針をとっていたことが知られる。以上は、河野常吉資料「北海道財政並施設方針」(道立図書館蔵明治三二年)による。

(4) 有泉貞夫「星亨」(朝日新聞社昭和五八年)七一頁の記述、其ノ(星の山県への)提携報償トシテ憲政黨ヲシテ地方行政ヲ手ニ収メシメタ……黨員ノ居ル地方ニハ鉄道モ港湾モ橋梁モ堤防モ心ノ儘ニ拵ラヘテヤ。

(5) 横浜の地主たちは、旧自由党土佐派の板垣、林有造らの後援を受けていた。また小樽でも、すでに明治二〇年一〇月、岩村通俊北海道長官が実弟の林有造らの陳情を受け、小樽港湾修築事務所を設置、林らに埋立工事を委ねた前歴がある。この事業には林のほか大江卓、竹内綱も関係している。当時、埋立問題はしばしば自由党の政治家の利権行為と深く関わっていたものとみられる。

(6) 大津淳一郎『大日本憲政史第五卷』(宝文館昭和二年)四五頁。

(7) 同書、七九頁以下。

(8) 星、井上、園田の吻合については、明治三二年八月一日付報知新聞が「小樽の真事」と題し「所は小樽港灣の北隅手宮町に在り其海辺二万余坪を埋立る者にして願ひ主は炭鉱鉄道会社の井上角五郎と園田長官の女婿たる金子元三郎・高野源之助・倉橋大介等諸氏を重なる者とす 園田長官は近頃井上角五郎氏の申出には何一つ従はざるなき」と述べ、また二万坪の出願のうち「二万坪を炭鉱鉄道会社の所有となし残り一萬坪を前記の人々に分つ約なるが何故か例の星亨氏も其間に加入し得れり」と述べている。

(9)(10) 倉内孝治(編)『小町谷先生の小樽の思い出』(昭和三〇年)二一頁以下。

(11) 委員として埋立容認の評決に加わつた七名は、当時、小樽一流の名望である富商であつた。たとえば山田はこの時商業會議所会頭であつた。山田の先代は、文政年間、小樽を穂足内と唱えた時から漁業を営み、その後呉服、太物、陶漆器、日用雑貨、米穀を商い、嘉永年間名主となり、安政四年箱館奉行の命で拓地事業をすすめ、その後も道路、堀割などを開削、市街地を造成した。山田の代となつてからも、開拓使小樽出張所金穀御用達、稻穂町と入舟町との間に道路を私費で開削、一帯を山田町と通称された。また小樽郡町村戸長、浦役人、総代人を歴任、この後、明治三五年小樽区長に選ばれた。道庁行政とは最もつながりの深い人物であり、埋立には積極的に賛成したわけでないが、名望家のトップとして消極的に埋立を容認した。渡辺はこの時、會議所副会頭であつた。万延元年渡道、山田家に奉公、明治一〇年から荒物商、一七年漁業に進出、サハリンで漁業経営を企図、この後明治三三年會議所会頭となる。四一年衆議院議員、四五年小樽区長に選ばれた。勝納町に住み「勝納將軍」とあだ名された。金子は明治二年新潟県生れ、東京に遊学、松前の有力漁業家の養子となり、二一年小樽に進出、家業のニシン漁に満足できず、海産、肥料、農場、海運など多角的に事業を拡大、二四年に中江兆民を小樽に招へい、新聞「北門新報」を創刊した。三三年一月、自治制を施行した小樽区の初代区長に選出され、同月園田長官の長女園田太津子と正式結婚、華族の高官と富裕な政商の吻合とみられた。これらの因縁からか、埋立反対派からは、埋立の積極的容認者とみなされた。三七年衆議院議員、大正一四年貴族院多額納税議員に当選。高橋は安政三年新潟県生まれ、明治八年渡道、荒物、米穀、海産商を営み、二一年石炭業、二五年回漕業、主に穀物取引で資産を形成、二六年自ら奔走して設立した小樽米穀取引所理事長となり、世に「小豆將軍」と呼称された。当時會議所副会頭、三五年衆議院議員。高野は旧会津藩士、明治六年渡道、商業と回漕業を営み、三一年、山田の後を襲つて商業會議所会頭となり、三六年衆議院議員に当選した。

彼らは、開拓が進展する北海道の消費物資を本州府県（特に新潟県からの内地米移入）から移入、また道内生産物を移輸出する取引の主要なチャネルを先発的に掌握していた。そして前述の二〇年代の小樽の急速な発展とともに産を増加した。この限りでは、明治二〇年代、生活に破綻して続々と府県から析出されてくる新移民が一旗挙げるべく群れ集い、後年石川啄木が「歌うことなき声の荒さよ」と嘆じた活気はあるがあらゆる旗挙げの目立つ混成社会にあって、優越する階層的地位を占めていたといえよう。彼らが造成した有幌町、勝納町の商業的市街地、船入淵、宏壮な邸宅、そのグループ間の社交、開拓使、道庁高官との交流、末端行政事務の負担、増殖する富などが社会的優越の証左となろう。後述する後来の色内町界隈に台頭して来る商工業者とは世代的にも異なっており、異和的関係にあったといえよう。また彼らが経済活動の拠点とした有幌町、勝納町の間近の埠頭は小樽港の東端にあり、北炭が埋立を希望する手宮一帯は港の西側にあり、彼らの直接利害とは比較のかかわりが乏しかったとみられる。なお以上の人物の経歴については、田尻稻堂『小樽百選立志編』（明治三六年）、金子信尚『北海道人名辞典』（大正一二年）、阪井天民『小樽の人と名勝』（昭和六年）、橋文七『北海道人名辞典第三卷』（昭和三年）、『北海道開拓功勞者関係集録上卷』（昭和四六年）同下卷（昭和四七年）を参照。

(12) 各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則第一条に「凡ソ一区ニ於テ金穀ヲ公借シ若クハ共有ノ地所建物等ヲ売買スル時ハ正副戸長並ニ其区内毎町村ノ総代二名ツツノ内六分以上之ニ連印スルヲ要スヘシ」と定めている。この総代人の制は、明治政府が旧幕藩時代の自治組織の満場一致の寄合の制と町村役人の制に代えて、地域の有産者の中から選挙によって行政に参加する者を定め、多数決による議決方式をとらせたもので、代議制を採った地方自治制設定への過渡的的制度といえよう。

二、実業談話会を中心とする埋立反対運動

ところで総代人たちの秘密の申合わせは、埋立てに納得せぬ一人、甲崎金次郎の口から北海道毎日新聞の木村昇太郎に伝えられ、木村はこれを小樽の実業談話会の会合で公開、談話会、商業会議所のメンバー、一般町民の間で大きな問題となった。火種となった実業談話会は、前年の三二年八月、「有志の実業家を以て組織し、商法典その他商事に関する

法令を研究し、港内実業上の利益上の利益を増進する^①」などの目的で創立した少壮商業者のクラブで、メンバーは第二表の通りである。この実業談話会の創立の発起人は、後に埋立反対運動の中核となる塩野喜作である。塩野は元治元年（一八六四）、山梨県生まれ、青年期に村役場の書記を勤め、明治二二年渡道、二六年小樽色内町で新聞店を開業、間もなく印刷業および紙・文具店を開業、特に印刷業に力をそそぎ、後に絶えざる技術改革をすすめ、官公庁や小樽高商の仕事を取扱い、道内に印刷業組合をつくり、業界のトップに立った。談話会の創立には、前述の町の長老金子元三郎の支持を得て来会者も多く活気が漲っていたといわれる。ただ口を尖らして談論はするが「書類の起案等になるとやる人がいないので、会の運行に支障を来し、困却の結果^②」東京高商出身、学生時代に小樽に来て郡役所の通訳を勤め、卒業後、入船町で小間物雑貨を商う寿原重太郎の参加を求めた。その後、寿原は「小樽港埋立問題が惹起すると、建議案でござれ、請願書でござれ、よし来たとはかり引受ける。また天上寺の港民大会には、決議案の説明と反対大演説をやつてからに、炭鉱会社を辟易させ^③」実業談話会の論客として活躍した。この後寿原は店舗を色内町に移し、小間物、マッチ、ランプ、板ガラス、洋酒など舶来の商品と缶詰、ビールなどを取扱った。後には政治に進出、大正九年から道会議員を三期一二年勤め、憲政擁護運動が盛んな時期に「今後は民衆の知識が官僚より進んで来たから、何時までも子供扱いに指導するよりも民衆化せよ^④」と主張した。また大正七年から小樽無盡会社の経営に加わり、この育成に長く携わり、後年の北洋銀行への発展の基礎をつくったが「現代の金融は一部上層階級乃至大資本家の独占するところとなつて、国民の大多数を占むる庶民階級は、金融に見放されて^⑤」いるとし庶民金融機関の育成に尽力しようというものであった。また磯野進の加入も塩野の勧誘によるもので「寿原君や谷、磯野の三君を引張り出しにかかったのは、みなわしがやったことだ^⑥」と述べているが、磯野は明治五年新潟県生まれ、中央大学の前身東京法学院卒、三〇年小樽で海陸物産倉庫業を開業、後に漁場、農場を経営、商才力量抜群といわれ、道央富良野の大農場経営では、苛烈な小作料の収取で争議

が起り、小林多喜二の作品「不在地主」のモデルといわれた。このほか実業談話会の中でも積極的に埋立反対を唱えたのは、谷伊六、篠田治七、清水孫四郎、岩淵道三、甲崎金次郎などで、これらメンバーの交流は、実業上の利益を図り合うばかりでなく、幾人かは小樽市場株式会社役員として共同で実業を経営するまでに至った。総じて会員たちは、前述の小樽港湾調査会のメンバーが有幌町、勝納町、信香町などを根城に漁場経営と米穀雑貨の本州府県との交易で巨富を積み、年齢も中年に達していたのとは異り多くは三〇歳前後で、明治初年の近代的学校制度の下で教育を受け、中には高学歴者も散見され、外国語、洋式会計簿記を修得、それゆえに「商法典その他商事に関する法令を研究」する知的合理的の生活姿勢をもった新しい型の商工業者であった。彼らは日清戦争の前後からブームでわく小樽で商業活動を展開、既存の中心市街地の西北の位置に当る入船町、色内町、稲穂町などを拠点とし、印刷、銅鉄、船具、機械、板ガラス、舶来洋品雑貨など新しい趣向の実業を経営し始めていた。彼らの当時の資産は、和洋小間物の富商の今井武七を除き、前述の有幌町、勝納町の巨商の納税額には遠く及ばず、この年の小樽区制設定時の等級選挙制では、ほとんどが納税額の低い三級選挙権者であった。彼らが盛んに実業を駆け、富を蓄積、前述の巨商と肩を並べるに至ったのは、大正初年の第一次世界大戦下および戦後の好況の頃である。

先ず、これら実業談話会の面々は、六月一七日、小樽商業会議所で臨時常議員会議を開き、「炭鉱鉄道会社出願の埋立工事に係る事項を調査して、同社に許可することに反対運動を起し、小樽港民の輿論を喚起する」決議を行った。

二〇日には、談話会の主宰金子元三郎邸に、堀井、磯野、岩永、岩淵、塩野らの有志が集って反対運動の実行方針について打合せ、手始めに埋立を容認した港湾調査会員の一人で商業会議所会頭の高野源之助を訪れ、翻意を促し協力を求めた。その結果、高野は談話会の意見に賛成するに至った。二三日には商業会議所で臨時總會が開かれ、一七日の決議が承認された。そして一〇名の運動委員を挙げて決議の実行に当らせることとしたが、選ばれたのは、堀井、甲崎、

磯野、寿原、今井、岩永、岩渕、谷、塩野、清水で全員が実業談話会のメンバーであった。論客の寿原、磯野、堀井、谷らを中心に、埋立を容認した総代人に容認を取消することを求める説得も行われた。この説得に当って寿原が執った態度は、只総代人を非難するのではなく、「吾々が信任選挙せる賢明忠実なる総代人諸氏が、苦慮を重ね、過日埋立出願書を呈出せられたる事故、よし仮りに、其間総代人諸氏の行為に憐焉たらざる点ありとするも、今更ら、夫れを咎め立てするの要なからん、却つて、小の面目を傷つくる恐れあり。殊に、今日形勢は、非常に切迫して、所謂敵は本能寺に在ることなれば、兄弟牆内に争うの場合に非ずと信ず」というもので、地域に大きな威信をもつ総代人たちを、道庁当局との多年の随順めいたしがらみから引き離す工作をすすめ、地域の公共の利益を訴え、連携を求めたのであった。六月二四日には運動委員会が開かれ、委員達の総代人訪問、説得工作の経過報告が行われ、この後次の三項目について決議した。

- (1) 本会は建議書を直ちに支庁長及び商業會議所に提出すること
- (2) 本港有志大会を開き、港民の輿論を統轄し、以て其筋へ建議書を提出すること
- (3) 本会其主唱発起者たること

この二四日の決議で、実業談話会は埋立反対運動の主唱発起者の地位を要求、二六日には塩野喜作の経営する其水堂印刷工場で委員会を開き、建議書の提出と有志大会の開催方法を協議、ついで山田小樽支庁長代理を訪問、埋立問題に關する請願書を提出、さらに総代会の召集を懇請し、港民の輿論の審議を行うことを求めた。また商業會議所に対しては次の建議書を提出した。

小樽港内埋立の儀に付建議

港内埋立の事は小樽の商工業に大關係を有する問題にして、軽々に看過すべからざるは言を俟たず。然るに今般總代人会は秘密決議を以て海面立岩より手宮に至る延長千二十間の埋立を出願し、同時に手宮棧橋附近の埋立を北海道炭鉄道株式会社に許可するの余地を存したり。其此に至りたる内部の事情に付ては本会の聞知するところにあらずと雖も、總代人が輕卒の態度を取り行為に慎重を欠きたる嫌あるは遺憾なき能わず。

貴會議所は小樽の商工機関として夙に重きをおかれ、曩に炭鉄会社其他が埋立出願の時の如きも厳正周密の調査を遂げ、建議に、請願に利害を闡明して当局官庁に質し、港民の与望を全うせられたり。是れ貴會議所の小樽に重き望みを荷う所以にして本会の多とする所なり。

然るに今や港内大埋立の計画は発表せられ、炭鉄会社の出願に係る区域も亦總代人会の黙認を得て、近く許可せられるやの風説あり、世論為めにがうがうたるに拘らず、まだ此緊急重要の問題に關し、何等の調査ありたるを聞かざるは、如何、此際貴會議所に於て充分の調査を遂げ、速かに公正の意見を發表し、内は以て港民の与論を指導し、外は以て当局官庁の注意を促されんことを切に本会の希望する所なり。

右本会總會の決議に依り謹んで建議候也

明治三十二年六月

小樽実業談話会副会長堀井音次郎

小樽商業會議所会頭 高野源之助殿^⑩

この建議は、總代人会が二九年四月、埋立反対の答申を行ったにもかかわらず、最近に至って、北炭の出願を内容と

する道庁の埋立案を容認したことを批判、総代人に代つて商業会議所がこれらに対する調査をすすめること、そして公正な意見を発表し、住民の世論をリードし、道庁当局に注意を喚起することを求めたものであった。

これに対し、商業会議所の有力メンバー早川両三外六名がこれに呼応し、会議所に次のような埋立延期の案件を提出した。

「当港改良工事に付調査会選挙の件

附該調査中手官方面の水面埋立に対する処分延期申請の件」

かくて、二九日に商業会議所の総会が開かれ、席上メンバーの中には、総代人らが埋立を容認したことに異議を唱えるべきでないという意見も出されたが、会議時の特別議員で弁護士の小町谷純が次のように埋立容認に反論した。

「小樽は本道の咽喉で重要な港湾であるから、その海面の埋立を一人の独占に任することは不可で、小樽の公共事業として処理しなければならぬ。若し政府が一営利会社の炭鉱鉄道にその埋立を許可すると言うならば、その必要の理由を明らかにすべきである。これは小樽ばかりでなく、本道の消長に関する問題である」⁽¹⁾

小町谷は更に小樽港の施設とその管理について、改めて地元小樽側と政府が調査研究をすべきことを唱え、道庁および内務省に対し埋立の許可を留保するよう陳情すべきことを提案、これが満場一致で可決された。その結果、実業談話会の建議書も採択されたが、改めて、埋立ての利害得失に関する調査委員会を設けることとし、委員として、小町谷純、添田弼、高橋直治、板谷宮吉、林清一の五名を選出、この調査中は、当局が埋立許可の処分を行うことを見合わせるよう建議することを決議した。ところで小町谷が、当局の埋立許可処分の見合わせと埋立慎重論を提起したのは、事態の引き伸しを図ったものとみられぬこともないが、この後、小町谷らは港湾の専門家を訪れて意見を聴き、世界の港湾、

マルセイユ、アントワープ、サンフランシスコ、バルパライソ、コロンボ港などの設備と管理について研究をすすめ、また高橋直治委員にわが国の主要港湾を巡回調査することを求めた。そして翌三三年一二月、委員会は小樽港湾修築意見書を作成し、商業会議所総会にこれを発表、報告書として公刊、内務省、道庁、小樽区役所に提出した。この小町谷らの意見は、これまでの単なる埋立阻止、反対、慎重論などとは異り、将来の小樽港の整備について、政府や道庁当局がこれを公共工事として国費をもって行なうことを強く期待する一方で、小樽港に具体的な設備を設けこれを管理するについて、地元小樽住民の意見や発展の構想を盛り込むべきことを包懐したもので、道庁当局の埋立許可をより根底から批判したものであった。そしてこの意見は、実業談話会の埋立反対論をより理論的に補強するとともに、談話会のメンバーのほかの商業会議所の多数の人々を首肯させ、埋立反対運動を強化させることとなった。

小町谷は慶応三年長野県生まれ、明治二四年中央大学の前身、東京法学院卒、同年東京で弁護士を開業、二六年小樽に来住、弁護士事務所を開いた若手法律家であった。そして二八年の商業会議所創設とともに特別議員となっていた。当時小町谷は、東京法学院長の推せんを得て、アメリカ合衆国に留学することになっていたが、この埋立問題を機に中止、一生涯小樽市建設に参与することとなったことを晩年述懐している。三七年からは道会議員に選出され、また「永く小樽市政界に策士として縦横の手腕をふるった」と評されているが住民の自治の立場から小樽の商工業者たちのまちづくりへの関心を喚起、また業者たちの政争や内紛に法律家として調整に手腕を発揮することが多かった。しかしこの時の小町谷の注目すべき動きは、盟友の弁護士中川一介らと提携、実業談話会の支持を得て、埋立問題を説明する上京委員を編成、二人が東都遊学時代に得た知友を頼り、またその紹介によつて、北海道協会会長の近衛篤麿、内務省北海道課、通信省、海軍省水路部の担当官などを訪れ、小樽港埋立の政争とその解決策を説明し、又港湾工学の専門家を訪れ、小樽港修築の方策について教示を求め、さらに都下の二六新聞の秋山定輔、万朝報の黒岩周六、時事新報の北川礼

弼などに面会、開拓使官有物払下事件以来、政治家の利権獲得の動きに敏感な当時の新聞界に「埋立問題勃発以来の市民的憤激の情勢、利権獲得運動策動情勢を仔細」に説明、朝野に横浜埋立事件を再演してはならぬという記事評論を得たことであろう。

彼のことばによると「小樽港埋立問題は、中央舞台上に大衝動を起した。否々中央のみに止らず天下一般注視の眼を張っているようになつた。而して利権獲得運動連は屏息したらしかつた」⁽¹⁴⁾「しかし小樽市民一致結束し、非牡淋漓たる自治的団結力を昂潮させたことが、克くこの悪辣な暴力を阻止し排斥することを得たのだと思う」というのである。少くとも小樽谷は、東都遊学の経験で、開拓使官有物払下事件以来、道外の中央政界や言論界の人士が、「北海道は利権の伏魔殿」などということばをもって政府攻撃を行い、これが政府になみなみならぬ抑止的影響をもつと認識していたと思われる。

さて地元小樽では埋立問題に対する市民の興奮が日に日に激しくなり、七月七日には実業談話会が主催者となつて、入船町の天上寺において小樽有志大会を開き、これに千有余の町民が参加した。この時の立役者寿原重太郎は会場で次の趣旨の演説を行った。

「諸君、御承知の如く、過般総代人会に於て、堺町裏立岩より手宮に至る延長千二十間の埋立を出願し、其の埋立区域は、手宮棧橋より四十間手前にて終り居り、夫れより先き、尚二万坪余の埋立余地を残したるなり。此場所を残したることが、我々港民の不満に思ふ所なれば、過日総代人諸君を歴訪して、其意見を叩きたるに、孰れも、我々と同感にて非常に不満足なりしも、止むを得ず残存したる次第なりと、語られたり。而して一方を顧みれば、炭鉱鉄道会社は、今將に、此水面埋立の許可を得んとするの形跡あり、我々は、如何なる理由ありて、此地積を炭鉱会社に許さざるべからざるか、小樽公共の利益を無視して迄も彼れ営利会社に埋立を許さねばならぬ理由あるか、小樽の公益と炭鉱会社の私益とを比較して、其権衡衡上、小樽の發達を阻害して迄、炭鉱に利せざるべからざるか、

天下豈此の如き論理あらんや。此一事は、深く当局者の猛省を仰ぎ、小樽の水面埋立は、総て小樽の公共事業とせざるべからず。故に、其順序として、先ず臨時総代人会を開き、埋立追願の手續を運び、道庁長官に於ても、是非六万港民の輿論ある所を察して、小樽に許可せられん事を望むの主意にて、今晚諸君の御参会を願ひ御高説をも承り、茲に小樽の輿論を確定せんが為め大会を開くに至りたるなり。然るに風説に依れば、彼炭鉱会社には有力な尻押しあり。運動機敏にして、動もすれば長官も之を許可せんやに言へり。是れ六万港民の輿論に訴えて、大に動かざるべからざる所以にして、炭鉱会社の埋立に反対を宣言し彼が野心を断念せしむるに、極力運動する事が我々の目的なり。手宮海面は、何故小樽の公共事業として埋立せざるべからざるか、小樽は御承知のごとく北海道の要港なるのみならず、他日西伯利亚鉄道全通の暁には、実に欧亚大陸に対して、帝国の大関門たるべき商業上及び軍事上、枢要の地位を占む。此の枢要なる港湾中、而も最大なる部分、即ち手宮海面を炭鉱会社に埋立しめ、最も大切なる交通機関を、一営利会社に独占専有せしむることは、将来小樽商工業の発展進歩に、大なる障害を与ふるは云ふ迄もなし。併し反対者は言わん。道庁に於て炭鉱埋立に十分の条件を附せば差支えなからんと、是れ取るに足らず。元来炭鉱会社は、一私営利会社なれば、自己の利害得失より打算して設計するに相違なく、条件も畢竟表面的に終らん。小樽の埋立は、何処までも営利会社に許すべき性質のものにあらず。尚ほ今一つは、諸君も御承知の如く、小樽は日進月歩の勢を以て、港市の発達を為すに伴い、道路の改善、水道の敷設、学校官衙の新築、其他公共機関の設備を要するもの非常に多く、一戸平均拾円てふ全国に例なき大負担の境遇に在る小樽港民資力の実状に徴すれば、到底是等の新規負担に堪えず。故に共有財産に乏しき小樽市には、他に共有財産となるべき、新財源を求め、自治の基礎を固めて、是等諸般の設備を為さざるべからず。数年来、港民の宿望にして、此埋立事業が即ち天授の唯一財源なり。小樽の公共事業として経営すること、港民の先天的權利なれば、我々は、傾日來、手分けして、

市中有力者を歴訪し、大賛成を経、港民一般の意見と信ずる点を抜き、爰に掲示せる決議案を作りたれば、満場一致拍手大喝采裡に議決せられんことを希望す。又決議案の議決と共に、運動の歩を進めんが為め、一の期成同盟会を組織し、委員を設けんことを諸君に謀るべく、夫れより、有志諸君の御演説を願う筈なり。家事を抛ち、此の問題のために奔走運動し来りしは、単に好奇心にかられて然るに¹⁶あらず。」

この有志大会では参加者の多くが激昂、「小樽港灣の埋立は小樽の独占事業とす可し、其他の出願は許可す可らず、小樽市民は車一輛土一升たりとも小樽区以外の者に供給す可らずの決議をした¹⁷」のであつた。また委員会の決議で委員を上京させ、埋立てを港民の公共事業として経営すべきことを陳情することも決つた。¹⁸

この実業談話会が住民に呼びかけて開いた有志大会の熱氣とその決議は、総代人の中でも埋立に慎重な考えをもちつつ腰の重い態度の人びとを立ち上らせる効果をもたらしたようであつた。即ちこの後、総代人甲崎金次郎の外六名の総代人が山田支庁長代理に総代会の召集を要求、七月二十二日、臨時総代会が開かれた。この会には一六名の総代人中、金子元三郎、山田吉兵衛などの大物を含む六名が欠席、一〇名が出席、小樽港の埋立てを、実業談話会の寿原重太郎が提起したように、港民の公共事業とする「手宮水面埋立追加出願建議案」を審議、これを委員会に付託した。

そして八月二日、再び臨時総代会を開き、この案を建議することを可決した。

かくて総代会は、五、六月の頃、秘密会で、道庁が示した埋立案を容認した態度を、港民本位の埋立を追加出願するという手続をとることによつて¹⁹翻すに至つた。

この数日後の八月八日、実業談話会は、第二回有志大会を劇場の末広座で開催した。この会でも寿原が活躍、有志会の組織を拡大することを提起、有志会の総務委員として第三表にみられるように小樽の商工業者のトップクラスの元老、

第三表

埋立反对第二回有志大会総務委員 明治三二年八月八日

氏名	生年	生地	職業	明三二区税額	納税額順位	来樽年	營業立地	備考
遠藤又兵衛	一八四三	山形県	海産商	三三七、六一 <small>一六六</small>	8	明治一二	港町	
山口宗次郎				一八二、四九、三	25			
井尻静藏	一八五五	鹿児島県	鯉鮭業倉庫・地主	六三二、二〇〇	2	明治初年	色内町	後に区議
板谷宮吉	一八五七	新潟県	農水産・倉庫・海運業	六四五、五九七	1	明治一六	港町	後に区議
早川両三	一八四五	新潟県	倉庫・海陸物産・米穀商	二六五、四九、〇	11	明治四	入船町 稲穂町	後に区議

遠藤又兵衛、山口宗次郎、井尻静藏、板谷宮吉、早川両三²⁰を指名、満場拍手でこれが受け容れられた。次いで談話会の篠田治七、亀尾紋造から北炭の埋立出願を認めかねない園田長官への非難をこめた次のような建議案を提出、多数をもって可決した。

建議書

吾有志大会は先に委員会の決議により委員を上京せしめ当局者に向て小樽港の埋立は港民の公共事業として経営するの至当なるを陳情せしめたり然るに道庁長官は港民に不利なる答弁をなせり是れ必らず炭毒に眩暈し樽港百年の大計を画するの明を失せりと謂はざるべからず実に慨嘆の至りにあらずや茲に至らば本会は最早や長官の意見を眼中に置くの必要なし更に上京委員を選抜し当局大臣に陳情せしめ且つ中央新聞と交渉し大に内外の輿論に訴へ当局者の反省を促すは目下の急務なりと確信す依て速に満場一致を以て此建議案を納れられんことを謹て建議候也²¹

道庁長官に対するいささか恫喝めいた言辞の建議にうかがわれるように、第二回有志大会の雰囲気は、小町谷の目には「湧き立った群衆心理から生じた神機妙用と謂うべき活現象」と映ずる激しい奔騰を示したのであった。²² またこの時期、別書では「殆んど竹槍蓆旗的騒動を演じ、苟くも炭鉱埋立出願に賛成するものに対しては其の交を絶ち取引を拒絶するの約を為し」とか、北炭の埋立出願を側面から促進させようとする星亨および浅羽靖をリーダーとする札幌の憲政黨員への反感から、「色内町の湯屋が憲政黨員であつたことから、町内の者が云い合せたかの様に入浴に往かぬようになつたという所謂行き過ぎたことすら起きた」のであつた。また小町谷は「市民大衆が無我夢中になつて昂奮し、何物も撃ち碎かずんば一歩も退かぬという勢」とも述べている。

ところで、この世論の奔騰を直接演出したのは寿原や堀井ら実業談話会の面々であり、また小町谷、中川ら法律家たちであつた。少くとも彼らは、二回の有志大会で、町民たちを煽動する演説をもつて埋立反対運動を大いに盛り上げたのである。その意味では、これらの指導者たちは、反対運動の組織化を演出、それに充分成功したといつても過言ではあるまい。しかし、小町谷の目に、この運動が「行き過ぎ」と映じた時、小町谷らは反対運動の組織化に加え、事態を根本的に打開、解決すべき展望を立て、この運動の効果を讀んだ上、これを契機に、小樽町の町政の根本的刷新のため「官僚の諮問機関に過ぎない総代人」²⁶と交代すべき町政参加の担い手の形成を含め、町政の基本方針の作成にむかつていった。

そして時あたかも、この騒然たる状況裡の八月一日、勅令で北海道の区制改正が行われ、一〇月一日より小樽は、札幌と函館とともに改正区制が施行されることが決まつた。

そこで、小樽実業協会が組織され、その幹事として小町谷、中川、三木七右衛門、高橋直治が就任、これに小樽実業

協会の谷伊六、磯野進、篠田治七、稲葉林之助、寿原重太郎、名取高三郎、塩野喜作らの面々が会員として参加、随時集会して協議を重ね、小樽区制の大方針と具体的役割を定めることとした。

その結果、小樽の埋立、市街地の拡張整備、上水道、学校、防災、病院から火葬場に至るまで、小樽の将来の大計について会員が論議、これを小町谷が集約、次に列挙される評決事項を立案、役員の満場一致で決議した。

(一) 港湾の修築を遺憾無からしめること、随つて埋立区域を補完し、炭鉱占拠の手宮駅及貯炭場の前面全部に亘る埋立区域の拡張願を為すこと

(二) 市区の改良拡張を調査決定し、着々之を実行すること、国道改築を道庁に請求すること

(三) 上水道を調査決定し、国庫補助を求めて之を実行すること

(四) 小学校を増設して国民教育を普及し、遺憾なからしめること

(五) 中等教育、即ち中学校、高等女学校、商業学校、水産学校の逐次設立を道庁に請求すること、高等商業学校の設立を政府に要望すること

(六) 火災予防及び消防の組織の施設を改良すること

(七) 墓地火葬場の改良施設を急行すること

(八) 公立病院及び伝染病院の施設を調査し、其実現を図ること²⁷⁾

この評決事項は、その後、小樽実業協会の名で、小樽区政の自治に関する要綱「区治大綱」として長文の文書にまとめられ、区長に提出された。そして翌三三年、初代小樽区長金子元三郎は区政方針を公表するにあたってこの区治大綱にもとづく談話を行ったと伝えられている。

一方、埋立問題については、明治三三年年頭、小樽商業会議所が小樽港湾修築意見を決議、これを内務省、道庁および小樽区に提出、これが世上にも公表された。そして小樽区も先に北炭が出願した全区域を包含した埋立区域拡張願を当局に提出した。

ほぼ半年にわたって小樽区民をおびやかした策謀に満ちた北炭の埋立出願の動きは一人ん屏息した。

- (1) 前掲『小樽市史第二巻』一二九頁。
- (2) 『寿原重太郎伝』(寿原重太郎翁古稀記念事業会昭和一四年) 一二九頁。
- (3) 同書二一〇頁。
- (4) 同書八六頁。
- (5) 同書七四頁。
- (6) 同書一五二頁。
- (7) 小樽町は明治三二年一〇月一日、道庁告示二三五号をもって札幌、函館とともに北海道区制(明治三〇年五月二九日、勅令第一五八号)にもとづく区制を施行した。この区制は北海道にのみ適用された自治制度であるが、多くの点で府県下の市制を準用した。区会議員の選挙についても、市制がプロイセンより継受した等級選挙制をとったのと同様、この制をとった。すなわち区制第五条で「区内ニ於テ地租年額五十錢以上ヲ納メ若クハ直接国税年額二円五十錢以上を納メ若クハ耕地住宅三町歩以上ヲ所有スル者ハ区公民トス」とし、第二十七条で「区公民ハ総テ選挙権ヲ有ス」、第二十八条で「選挙人ハ分チテ三級トス」、選挙人中直接国税ノ納税最モ多キ者ヲ合セテ選挙人総員ノ納ムル総額ノ三分ノ一二当ルヘキ者ヲ一級トス」一級選挙人ヲ除ク外直接区税ノ納額多キ者ヲ合セテ選挙人総員ノ納ムル総額ノ三分ノ一二当ルヘキモノヲ二級トシ爾余ノ選挙人ヲ三級トス。なお三二年に行われた第一回選挙では、小樽区の人口六万五千七十七人中の有権者は三〇五名、その中の一級選挙人は一九名、二級選挙人は五一名、三級選挙人は二二五名であった。区会議員は各級より九名ずつ計二七名が選ばれた。
- (8) 前掲『小樽市史第二巻』一二九頁。

- (9) 前掲『寿原重太郎伝』八〇頁。
- (10) 前掲『小樽市史第二巻』一三〇頁以下。
- (11) 同書一三八頁、また前掲『小町谷先生の小樽の思い出』でも小町谷は「総会に於て港灣は国又は地方自治体の造営物行政の性質であつて、如何なる施設を為し如何に之を管理する可きかは、各港灣々々の特質に依じて決定すべきものである。然るに小樽港には、小樽にも政府にも未だ調査が出来て居らぬから、当会議所は其調査研究を開始して世の参考に資す可きである。而して道庁及内務省に対しては、其研究の結果を上申するまで小樽港灣埋立の許諾を留保されたいと申告す可きである」と述べている。
- (12) 上島彦蔵『道政七十年』(報文社出版部昭和一六年)五七頁。
- (13) (14) (15) 前掲『小町谷先生の小樽の思い出』四一頁以下。
- (16) 小樽新聞 明治三二年七月四日付。
- (17) 前掲『小町谷先生の小樽の思い出』二四頁以下また北海道毎日新聞明治三二年七月四日付。
- (18) 小樽新聞明治三二年八月九日付。
- (19) 総代人と商業会議所の有力議員の多くは実業談話会の会員の活動に突き上げられて、態度を変え、北炭の埋立出願に反対し、小樽港民による埋立追加出願に協力するようになったが、八月九日付小樽新聞によると、その協力の態度はきわめて消極的で、「彼の総代人の如き一人として表面に立ち協力せる者なく殆んど無関係を装い来れる。独港民の代表機関のみならず実業界に重きを措かる商業会議所其他公共団体の人々の如きも、亦多くは一種の陋見に支配せられて有志会に与るをせざりしなり、否間接に尽す所ありとするも表面に立ち動くのを扣へしなり、是れ甚だ常識を以て解す可からざる不可思議の挙動にあらずや」と行動における主体性の欠如と曖昧さを指摘されている。
- (20) この五人中、知り得る遠藤、井尻、板谷、早川は、明治初年から海産、倉庫、穀物業などを営み、その経済力は、実業談話会のメンバーよりもはるかに優越、また総代人兼小樽港灣調査会委員の山田、金子、渡辺らをしのぐ勢いであつた。この年の板谷の納税額は小樽第一位(全道第二位)井尻は第二位であつた。彼らは当時総代人の地位に就いていなかったもので、道庁当局からの埋立案への合意の説得を受けていなかったとみられる。なお早川は当初から埋立反対運動に奔走、旗色を鮮明にしていた。この五人の大物の有志会への参加は、一般の商工業者たちの態度の帰すうに大きな影響を与えたものとみら

れる。

(21) 小樽新聞明治三二年八月九日付。

(22) この有志大会の八日後の八月一六日に総代人改選の選挙が行われることになっていた。従来、この選挙は、小樽支庁の吏員が有権者宅を戸別に訪れ、投票を集めて歩かねばならぬ程有権者は無関心であった。

しかし今回は、札幌の憲政黨員で小樽の市街に大きな地積を所有する浅羽靖らが小樽の憲政黨員らを説き、彼らを総代人選挙に立候補させ、小樽における政党の組織化と町民の北炭埋立反対運動を抑え込もうとしていた。そこで自派に有利な選挙情勢を創るため、道庁当局にわたりをつけ投票日を一〇間延期させ、石狩、深川、新十津川、室蘭を主とし、上川、滝川、美唄などから浅羽の影響下にある農家八百余戸約五千人を小樽に転籍させた。その結果、小樽の八月一五日の有権者四五六人は、二三日には一六〇七人へと異常な増加をみた。この浅羽の画策は、道庁当局の支持なくしては実現しないものであったから、小樽町民の浅羽と道当局に対する激しい憤激を招いた。小町谷、中川らは園田長官を訪れて抗議、八月一九日には港民大会が開かれ、ここで札幌の住民が小樽の公共機関を乗取り、埋立反対運動を葬る暴挙という声が挙り、違法な選挙に投票せぬこと、投票した者を村八分とすること、任期中の総代人は総辞職すること、小樽公民会を組織することを決議した。この大会は、会場の住吉座に梯子をもつて二階の窓から入場しようとする者が出たほど人で溢れたが、決議に満場に拍手喝采が起り、憤激壮烈の気が溢れるという状況を呈した。その三日後の二二日、高橋直治、板谷宮吉、小町谷純、三木七右衛門、中川一介らを幹事として小樽公民会が結成され、届出を行った。ところが道庁当局は、公民会を安寧秩序に害ありとし、解散命令を発したため、町民の憤激が増幅、町内は物情騒然と化した。

(23) 山崎敏蔵『小樽区外七郡案内』(北世界支社明治四二年)七七頁。

(24) 前掲『小町谷先生の小樽の思い出』三〇頁。

(25) 同書二五頁。

(26) 同書三五頁。

(27) 同書三五頁以下。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XXXX No. 5-6 • II

SUMMARY OF CONTENTS

Local Politics in the Meiji Era in Otaru, Hokkaido

Shosuke SHIMIZU*

Summaries

It is said frequently that the system of local government in operation was the antithesis of local self-government in the Meiji era in Japan, and its character was rigidly authoritarian and local governments were but arms of the central government, and individual characteristics in local administration in response to local conditions, needs, and desires were not considered or tolerated.

I can't say that this opinion has no validity.

On the other hand I point out, in this article, an actual example of a civil movement concerning the conflict over the reclamation of land from the sea in Otaru harbour in Hokkaido, against officials especially the Governor of Hokkaido, whose authority derived from, and whose power derived from the central government in 1899.

Contents

Preface

- 1 The origin of the conflict over the reclamation
- 2 Civil movement by Jitsugyo Danwakai (a business club)

*Prof. of Politics, Kitami Institute of Technology